

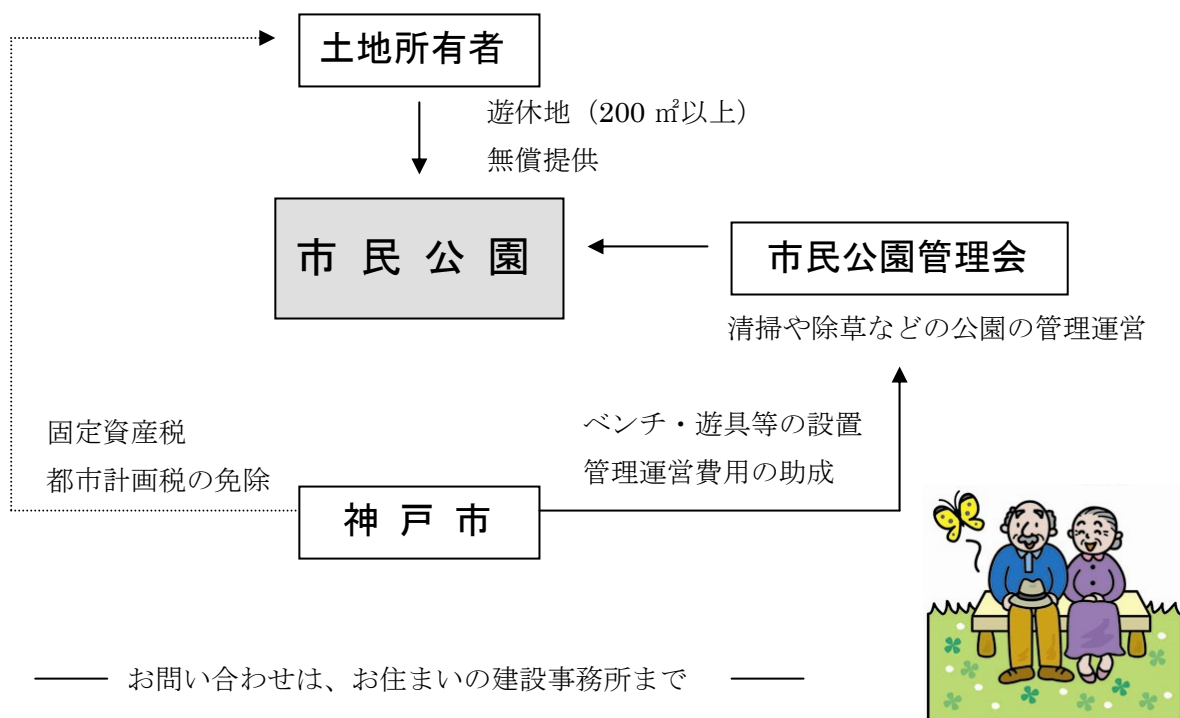
『市民公園制度』ってご存知ですか？

「市民公園制度」は、市民のみなさんと神戸市が協力しあって、当分利用計画のない遊休地を公園として活用することによって、市民のみなさんの健康で快適な生活を守ろうという制度です。

(神戸市市民公園条例:昭和51年制定)

市民公園をつくるためには、**土地所有者**の善意に基づき一定期間（概ね3年以上）無償で土地（200㎡以上）を提供していただき、地域のみなさんには、公園の利用方法を考え、みんなが安全に楽しく利用できるよう管理運営する**市民公園管理会**をつくっていただきます。

神戸市は、管理会に対してベンチ・遊具等の施設助成や、公園の面積に応じた管理運営費の助成を行い、土地所有者には固定資産税、都市計画税の免除をいたします。



—— お問い合わせは、お住まいの建設事務所まで ——

神戸市建設局東部建設事務所	(東灘・灘)	☎ 8 5 4 - 2 1 9 1 (代)
〃 中部建設事務所	(中央・兵庫)	☎ 5 1 1 - 0 5 1 5 (代)
〃 北 建設事務所	(北)	☎ 9 8 1 - 5 1 9 1 (代)
〃 西部建設事務所	(長田・須磨)	☎ 7 4 2 - 2 4 2 4 (代)
〃 垂水建設事務所	(垂水)	☎ 7 0 7 - 0 2 3 4 (代)
〃 西 建設事務所	(西)	☎ 9 1 2 - 3 7 5 0 (代)

○『市民公園』認定の要件は次のとおりです。

- (1)面積が概ね200㎡以上であること。
- (2)利用期間が3年以上であること。
- (3)土地所有者の同意があること。
- (4)平坦なさら地であること。
- (5)適正な管理運営が期待できること。
- (6)利用者を不当に限定するものでないこと。
- (7)公益上その他支障がないこと。
- (8)周辺250m以内に公園がないこと。